

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第18号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3第36号中「17,000円」を「22,000円」に改め、同表第37号中「8,500円」を「13,000円」に改める。

別表第5中第11号を第13号とし、第5号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次のように加える。

<p>(5) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定に基づく宅地造成等又は同法第30条第1項の規定に基づく特定盛土等もしくは土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査</p>	<p>宅地造成等工事許可申請手数料</p>	<p>ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合 次に掲げる盛土又は切土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 500平方メートル以内のとき 16,000円 (イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき 27,000円 (ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき 39,000円 (エ) 2,000平方メートルを</p>
--	-----------------------	---

超え3,000平方メートル
以内のとき 57,000円

(オ) 3,000平方メートルを
超え5,000平方メートル
以内のとき 72,000円

(カ) 5,000平方メートルを
超え10,000平方メートル
以内のとき 96,000円

(キ) 10,000平方メートルを
超え20,000平方メートル
以内のとき 150,000円

(ク) 20,000平方メートルを
超え40,000平方メートル
以内のとき 230,000円

(ケ) 40,000平方メートルを
超え70,000平方メートル
以内のとき 370,000円

(コ) 70,000平方メートルを
超え100,000平方メート
ル以内のとき 530,000
円

(サ) 100,000平方メートル
を超えるとき 690,000
円

イ 土石の堆積に関する工事
の場合 次に掲げる土石の
堆積を行う土地の面積の区
分に応じ、それぞれ次に定
める金額

(ア) 500平方メートル以内

のとき 11,000円

(イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき 13,000円

(ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき 16,000円

(エ) 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のとき 19,000円

(オ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき 28,000円

(カ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき 31,000円

(キ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のとき 38,000円

(ク) 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のとき 52,000円

(ケ) 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のとき 72,000円

(コ) 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のとき 100,000円

(サ) 100,000平方メートル

		を超えるとき 130,000円
(6) 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等又は同法第35条第1項の規定に基づく特定盛土等もしくは土石の堆積に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査	宅地造成等工事計画変更許可申請手数料	<p>ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更の場合 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が690,000円を超えるときは、その手数料の額は、690,000円とする。</p> <p>(ア) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更の場合（(イ)のみに該当する場合を除く。）については、盛土又は切土をする土地の面積（(イ)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じ前号アに規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>(イ) 新たな土地の盛土又は切土をする土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計</p>

画の変更の場合については、新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に応じ前号アに規定する額

(ウ) その他の変更については、10,000円

イ 土石の堆積に関する工事の計画の変更の場合 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が130,000円を超えるときは、その手数料の額は、130,000円とする。

(ア) 土石の堆積に関する工事の計画の変更の場合
(イ)のみに該当する場合を除く。) については、土石の堆積を行う土地の面積 ((イ)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積) に応じ前号イに規定する額に10分の1を乗じて得た額

		(イ) 新たな土地の土石の堆積を行う土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の計画の変更の場合については、新たに編入される土石の堆積を行う土地の面積に応じ前号イに規定する額 (ウ) その他の変更については、10,000円
--	--	---

附 則

この条例は、令和7年5月26日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、同年4月1日から施行する。